

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○とかしき委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 おはようございます。立憲民主党の長妻昭でございます。

昨日、感染研の送別会の件で、厚生省の方が私のところに来て、説明いただいたんですが、あれは一時間の送別会で二十一人ということだったんですが、挨拶がほとんどで、懇親は、お酒もあつたけれども少しだったので、これは感染リスクは非常に低い、こういう送別会は基本的には問題ない、こういうことをおっしゃっておられたんですけれども、この程度の送別会であれば、ある程度国民の皆さんも許容範囲だ、本当にこういうようなことなのでございますか。

○田村国務大臣 今言われたのは、感染研で、三月十八日十八時から十九時、庁舎内の食堂で、FETP、これは実地疫学専門家の研修といいますが、各地域で積極的疫学調査をやっていたかどうか、プロフェッショナルを養成しているんですけども、これでの、要するに、卒業のいろいろな

報告といえますか、そういうような会をやったようでありませう。

感染管理も含めて、ある意味プロでありますので、十分に感染を防ぐという対応をしながらやりました。ですから、食事が出たということでありませうけれども、食事のときにはマスクを、食べたなら、口に入れたらマスクをするというような状況の中で対応し、そして、食事は十五分ぐらいだったらいいんですが、その後は、一人一人、席から立って、面接官といいますか報告者のところに来て、自分が学んだことに関してのいろいろな反省、報告をするという会であったというようでありませう。ただ、私、重要に思っておるのは、若干量であったとはいいますが、缶酎ハイか何かが出たおつたということのようでありませう。このこと自体はやはり国民の皆さんに疑念を招くことだというふうに思います。

ですから、感染防止はプロでありますからしっかりやつたとはいえ、お酒が出ておつたということ、これは、若干量とはいえ、やはり、好ましいといえますか、いいことではないということでございます。厚生労働省の方からそこは厳しく注意をしたということでありませう。

○長妻委員 そして、けさ分科会が開かれて、これは大臣も出席、大臣はされていないということ、蔓延防止重点措置ですかね、東京にも適用ということだと思えます。

これは我々もこの場でも口を酸っぱく申し上げていたんですが、先月の三月二十一日に東京の緊急事態、首都圏が解除された。解除前に、何が何

でも解除するのは早い、これは危ないということ、我が党の枝野代表を含めて、私も解除前に何度も何度も申し上げていたんですが、オリンピックの聖火リレーが三月二十五日からあるからだとは思いませんけれども、そういうことも言われていますが、二十一日に解除を強行してしまつた。そして、解除から二週間余りでまた、東京を中心に蔓延防止重点措置をやるということで、非常に振り回されているわけでございます。

三月の年度末は送別会、歓迎会がたくさんあつて、厚生省もされてきましたけれども、人が相当出るといふことで、そこはさすがに、その前の解除はあり得ないということ強く申し上げていたんですが、大臣、これは反省というのはないですか。

○田村国務大臣 関西地域はたしか三週間早く解除をした。東京がその後、二十一日に解除という形でありました。これは、東京をそれよりも早く解除することも基準的にはできたんですが、正直申し上げて、病床がぎりぎりフェーズ3ということであつたので、フェーズ3ならば解除はできませんけれども、安定的なフェーズ3を考えると、もうちよつと減らしたいという思いで、減らしたい、つまり、病床使用率を減らしたいという思いで、実際、延長しました。

ただ、一方で、やはり自粛疲れというのでもあつて、感染自体が思ったように、緊急事態宣言下でも減っていない、若干増えてきているという状況です。

やはり、そういう意味からすると、日本の場合、

よくハンマー・アンド・ダンスということを専門家の方々もおっしゃられますが、ハンマーではないんですよ、日本は。ハンマーは力で、強い力で抑え込むんですが、日本は、御承知のとおり、新しい法律をつくっていただいても、これは過料という、しかも、お店等々に対する過料であって、国民の皆様方に対しては、家から出たら罰金というようなことはないわけで、ヨーロッパ、欧米と比べるとかなり緩やか。つまり、ハンマーじゃなく、私はファイアベルと言うんですが、半鐘です。要は、カンカン、火事だ、カンカンと鳴らして、みんな大変だぞと言って、それに気づいていただいて、皆さんが自粛いただく、こういうようなやり方があります。

それだけに、なかなか、緊急事態宣言下でも若干増えてくるという中において、しかし、病床がこういう状況の中で、制約、国民の皆様方に、そうはいえどもいろいろなお願いをしていますから、どこかではこれは解除せざるを得ない、解除をする。

当然、次に向かって、何かあれば、新たに蔓延防止重点措置というものをつくったわけです。これはもう皆様も御協力をいただいてつくっていただいたわけでありまして、それを出させていただいて、なるべく緊急事態宣言を出さないように、それまでに抑えていくというのが、これは一つの日本のやり方でありまして。

そういう意味では、こういうことを繰り返して緊急事態宣言に入るのを何とか防いでいきたいという思いがありますが、しかし、本当に、先ほど

も言いましたが、半鐘が皆さんに納得いただけないということであれば、これはやはり、いつも私が言っているとおり、納得と共感がないと国民の皆様方に御理解いただけないわけでありまして、それが、政府に対して納得いただけない、共感いただけないということ、これは国だけじゃなく、地方政府もそうなのかも分かりませんが、となれば、更に強い措置を出さなければならぬわけでありまして、何とかそうならないように、今、我々としては、国民の皆様方に御協力をお願いをしていく。多分コロナというのは、専門家の方々もおっしゃっておられますけれども、そうやって対策をしていくというような疾病だというふうには考えております。

○長妻委員 長々とおっしゃいましたけれども、私には言い訳にしか聞こえないですね。こういうことを繰り返すんだと、繰り返しては困ると思うんです。これは反省はあるんですかね。今与党からも何か失笑が漏れましたけれども、本当に大丈夫なんでしょうか。

感染の拡大局面で解除したんです。東京の、先月の二十一日解除になりましたけれども、緊急事態宣言。その解除の判断の三月十七日水曜日、これは四百九人いて、一か月ぶりに四百人を超えたんです。増えている局面なんです。そこで解除の判断をしてしまった。翌日の、まさに判断する三月十八日の木曜日、これはその日の前までの一週間の平均が前週を上回っているんです。どんどん増えている局面で、まさか解除しないだろうと私は実は思っていたんですが、驚くべきこ

とに解除してしまったということ、大臣、今、私の質問にも答えていただいているんですけど、反省がないとまた同じ過ちを繰り返すと思うんですよ。

大臣、毎回言い訳ばかりで、何の反省もないじゃないですか。いや、反省したって、もうやっちゃったんだからしょうがないじゃないんです。これからも起こるわけですから。必ず起こるわけですから。

ですから、大臣、別に、国会は何かダイベートで負けたら駄目で勝つたらいいとかそういうことではなくて、本当にこれは反省を共有して、それで、次、また拡大局面で緩くしようとした場合、大臣として、健康と命を守る大臣は厚生労働大臣が一番ですから、前から言っていますけれども、もうちょっと、これはおかしんじゃないのかというのを期待しているんです。私は、国民も期待していると思いますよ。ちょっとこれはおかしいんじゃないのと。西村さんは経済再生担当大臣ですから経済第一ですよ。いや、ちょっとこれは待ってこれというのを田村大臣にちゃんとやってほしかったし、これからもそういう局面はあろうと思いますから、今回の反省を、全く問題ないということではないと思うので、そこら辺をちょっと率直におっしゃっていただきたいんですね。

○田村国務大臣 一〇〇%正しい答えではなかったというふうに思います、それは。世界中がそうやってこのコロナというものに対していろいろな対策をして、それに対して学んだことを次に生かしていく、こういうことをやってきているんだと

思います。

感染症を抑えるということと同時に、いろいろな制約をかけると、国民の皆様方の、ある意味メンタルだとかいろいろな問題も当然のごとく起こってくるわけでありまして、できれば、なるべく自由に社会で動いていただいて、そういうような負荷をかけないということもしていきたい。

ですから、世界中、いろいろなことで緊急事態宣言等々を出しますけれども、ロックダウンしませんが、どこかで解除して、一旦国民の皆さんに解放感を味わっていたらだかかないと、それは精神的にストレス等々、これはもたないという部分もあると思います。

でありますから、そういうことを悩みながら、今回も、二か月以上、二か月と半、緊急事態宣言だったんですよ。これは異例の長さでございました。そういう中で、国民の皆様方の、いろいろな御対応いただいている、そういう状況と、それから感染症と、こういうものを見ながら選びました。しかし、これが正しかったかどうかというのは、これからまたいろいろと反省をさせていただいて、次に向かって、我々としては、その学んだことを生かしてまいりたいというふうに思っております。

○長妻委員 これは反省と検証がその都度なされない、また同じ過ちを犯すと思うんですね。それが全くなっていないんですよ、今までも、反省の検証も。

感染自粛疲れというお話を何度もされますけれども、何か国民の皆さんが疲れるから、これはしようがないから解除するんだみたいに聞こえます

よ、余りおっしゃると。やはり一番国民の皆さんが疲れるのは、中途半端に解除して、また増える。一回安心したのに、また来る。いつまでこれが繰り返し、イタチごっこが続くんだという方が私は疲れると思いますよ、国民の皆さんは。

だから、そういう意味では、ただ、大臣の言うことも私は分からなくはないんですよ。めり張りをつけるということを私も何度もここで申し上げているんですが、是非、これは大臣が、西村さんなんかには任せないで、つまり、何でもかんでも自粛というのは、例えば蔓防が出ると、東京なんかだと不要不急の外出自粛なんですよ。私もいろいろな高齢者の方とお話をすると、いや、長妻さん、蔓防が出ちゃうと散歩にも行けないよと言うんですよ。私に言わせたら、誰もいない早朝の公園にお年寄り一人で散歩するのはいいじゃないですか。不要不急かもしれないけれども、全部が駄目というのでは駄目ですよ。何か、皆さん、国民の皆さんは真面目だから、どこまで不要不急かというのが分からないんですよ。ジョギングを夜誰もいないところでしたっていいじゃないですか。

そういうようなところで、私、田村大臣に是非提案なんですけれども、これは資料をつけさせてもらいましたが、八ページから、るる、ちよっと御覧いただきたいんですが、これは核心です。尾身先生もおっしゃられる、飲食店、飲食、これが急所だということで、これは分科会で配付された資料でございます、政府の。

例えば八ページ、全部説明しませんが、飲食店や飲食を介しての感染が感染拡大の原因、

家庭内感染や院内感染は感染拡大の結果であると。その次のページ、これも全部政府の分科会の資料ですけれども、クラスターの発生は飲食店で先行する、その後に医療、福祉施設で発生するんです。つまり、同時じゃないんですよ。これが先行して、その結果、医療、福祉施設のクラスターが発生する。そして十ページ、レストランの再開が感染を最も増加させる。エビデンスをつけております、これも分科会の資料。十一ページ、見えない感染。見えない感染だけを見ると家庭内感染が最も多いが見えない感染を分析していただいているんですね。これは貴重なんですね。感染経路が分からない感染の多くは、飲食店における感染によるものだと考えられるとおっしゃっているんですよ。

やはり、マスクを外して会話をする、一定の結構な時間。これは飲食なんですよ。これを私は規制を、緊急事態宣言を解除しようがしまいが、きちっとそこは規制を緩めないようにする。そして、やっとな政府も、我々の要求に基づいて、事業別の飲食店への補償金、一か月最高六百万ですか、そういうことをやられるようでございますので。やはり時短要請は安易に緩めてはいけませんし、あるいは定員も含めた、非常に、飲食店に対する規制については、ある程度きめ細やかにやっていく。一方で、マスクをしながら、屋外、あるいは換気のいい場所での活動は、これはかなり、ガイドラインを作って緩めていく、緊急事態宣言の下でも。

そういうふうにも張りをつけないと、これは長期戦なんですよ。大臣が言うように、長期戦な

んです、短期で終わりませんから。そういう意味では、国民の皆さんも疲弊しますから、何でもかんでも不要不急の外出自粛です、こういうことだと皆さん非常に縮こまってしまっているので、やはり、飲食を非常にきめ細やかな規制をしていくということ、是非大臣として、政府内できめ細かな提言やガイドラインを作る、その先頭に立っていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○田村国務大臣 言われるとおり、飲食の場というのはいまだに我々もずっと言ってきました、お願いもさせていただきました。

委員がおっしゃられるとおり、早朝でありますとか夜、外へ出ていただいて健康のためにジョギングや散歩をしていただくのは不要不急じゃありませんので、これは必要なことでありますから、感染防護していただきながら健康を守る、そういうことはやっていただきたい。これは我々もお願いをしてきておりますが。

飲食の場、マスクということは我々も言っているんですが、今委員規制とおっしゃられましたから、飲食上でマスクを外したら罰金を国民から取るというような、そういう規制というようなイメージでおっしゃっておられるのか、それとも今の場合は、飲食店にマスクをせずに入ってきた場合はお店の店主が入らないでくれと言えりような、そういうような権限を持っていただきますけれども、ただ、これも、じゃ、マスクをして入ってきた、その後マスクを外してしゃべったらどうするんだというような、そういう問題もあります。

ですから、世界中では確かにマスクをしなきゃ罰金だという国もあります、それでも、その国は感染が収まっているかという、完全に抑え切れていない。

つまり、徹底して私権を制限するというような意味合いでおっしゃっておられるとすれば、それはまた一つの提案であるというふうには受け止めさせていただきたいというふうに思います。

○長妻委員 大臣も極端ですね。飲食店でマスクを取ったら罰金を科すなんて、マスクを取るに決まっているじゃないですか。食るときにマスクを取るに決まっているじゃないですか。そんなことは言っていないですよ、私が言っているのは。

私が言っているのは、飲食店に対して、例えば緊急事態宣言のときも、先月、私、東京、夜の町を歩きましたよ。自分は飲みに行っていないですけれども、見に行きました。十時、十一時、やっていますよ、店は結構。緊急事態宣言の下ですよ。やはり、これは与野党で協力して法律を作ったじゃないですか。そして、行政罰だけでも罰金を課すことにしたじゃないですか、命令も課して。そこをきちつとやはりきめ細やかに運用してほしいということなんです。

その中で、一つは、例えばCO₂センサー、換気をきちつとよくしていく、あるいは定員を一定の限度に抑えていくとかそういうガイドラインを作った、そして見回りを相当飲食店のところで増強をしていく。そういうような手当てをきちつとやはりしていく、これは緊急事態宣言だろうが蔓延防だろうが。そういうことにもう少し、政府はガ

イドラインを作った積極的にする一方で、緩めるところは一定程度緩める。全部不要不急の外出自粛みたいな形で、国民の皆さんはそんな細かいことは分かりませんよ、これはいい、これは悪いか。

だから、マスクを外してしゃべる場、飲食、これが非常に急所なんだということ、そこは本当に注意いただきたい。あとのこういう場合は緩めていただいて、緊急事態宣言の下でも結構です、こういうメッセージを是非出していただきたいというのをお願いを申し上げておきます。

○田村国務大臣 マスク会食は以前から我々もお願いしているんですが、まだ十分に伝わっていない、委員と思いは同じです。

それから、時間を過ぎて店をやっているところに対しては過料をかける、これは立憲民主の議員の中でも、抑制的に使えというような話もその法律のときにはありました、委員の方から、これをどんどん使ってほしいというふうな今御提案だったというふうに思います。

実際、東京都の方ではこういうものを使い出しているようであります、前回の緊急事態宣言のときの話でありますけれども。野党第一党の立憲民主の方からそういった御提案もありましたので、都の方には、より厳しく対応するように、我々としても提案をしまいたいというふうに思います。

○長妻委員 これは法律ですから、どんどん使うとかどんどん使わないとかじゃなくて、法律にのっとって、政府でしよう、運用するんですよ、法

律というのは。法律の条文にのっとって運用するんですから、全体の状況を見ながら。どんどんなれと言うからやりますって、言われなくてもやらなきゃ駄目なんですよ、法律を作ったわけですから。大丈夫ですかね。

それで、ちよつと次の質問に入ります。これはよろしくお願いしますね、感染については。

今日、外務省も来られておられますけれども、中国の国家情報法というのは、これはどういうものなのか。ちよつと私も心配なのが、国家情報法の十四条というものは、これはどんなものになりますか。

○石月政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の国家情報法第十四条は、国家情報工作機構が法に基づき展開する情報工作は、関係機関組織及び公民に必要な指示、共助、協力を提供するよう要求することができる旨規定されております。

したがいまして、中国当局が関係機関、企業や個人に対して協力を要求することができる旨規定されております。

○長妻委員 そのとおりなんです、中国の法律ですけれども。

国会図書館にも詳細を調べていただきますと、この十四条は、国家情報活動機関が、関係する機関、組織及び国民に対し、必要な指示、援助及び協力の提供を求めることができる、この規定等により、非常に広範な情報についてガバメントアクセス、これは政府等による民間部門が保有する情報への強制力を持ったアクセスが認められるとい

うことで、つまり、民間が持っている情報を提出を政府に義務づけられる、日本じゃ考えられませんけれども、こういう法律なんです、中国の。これは施行はいつですか。

○石月政府参考人 お答え申し上げます。

国家情報法は、二〇一七年六月二十八日に中国で施行されております。

○長妻委員 二〇一七年の六月施行ということ、実は、二〇一七年の十月に、私も以前から問題にしておりますマイナンバー、年金関係のマイナンバーがSAY企画というところに入力委託を政府がして、それが中国企業に、法律ではなくて契約違反の形で入力された。この入力作業を中国がしたのは二〇一七年十月なんです。つまり、この国家情報法が施行された後なんです。情報が中国政府に流れる危険性があるんです。

結局、具体的な件数、日本から、これは振り仮名と漢字のみということでありまして、これも確認はないんです、証拠はないんです。

それは何万件ぐらい流れたんですか。根拠はあるんですか。

○田村国務大臣 振り仮名と名前ということでございます。

ざいまして、全体で流れたのが五百一万件であるというふうには、これはSAY企画から中国の事業者に再委託されたケースでありますけれども、五百一万件というふうには聞いております。

○長妻委員 これはSAY企画から中国企業に幾らぐらいの代金が払われたんですか。

○田村国務大臣 支払い額に関しては、我々とし

ては承知をいたしております。あくまでも、これはIBM等々が技術的検証等により、氏名と振り仮名のみが流れたというふうには聞いておりますが、金額自体は、我々としては承知しておりません。

○長妻委員 マイナンバーが流れていないというのは、何か物的な証拠みたいなものはあるんですか、名前と振り仮名だけしか中国企業には流れていないというのは。物証ですね、物証。IBMの報告書というのにはそういうふうには書いてありませんけれども、物ですね、書類とか、そういうのはあるんですか。

○田村国務大臣 実際問題、IBMが、このSAY企画等々のパソコン、サーバー等いろいろなものを調べる中において、流れていないというのは技術的に確認をし、そのIBMが確認したことを、第三者機関でありますTIS社というところが確認をして、正当なといいますか、これはちゃんとした調査であるというふうには、お墨つきをいたしておるということになります。

○長妻委員 これは物的なものはないんですか。物的なもの、証拠とか書類。

それと、これは中国企業ですね。田村大臣、私もIBMの報告書は全部読んでいます。物的なものはありません。受けた中国側には、名前と振り仮名だけだったという何か証拠のデータというのは具体的に残っていて、それはちゃんと年金機構は入手しているんですか。

○田村国務大臣 いわゆる物的って、物が何なのかよく分からないんですが、少なくとも、SAY

企画側のファイルサーバーでありますとか全てのPC、こういうものを、業務用のPC、ログの確認を一回しているわけですね。ですから、もし流れているようなことがあれば、記録的に、そこに何らかの物証が残っているわけで、でありますから、そういう意味からすると、そういうものがあった。

つまり、マイナンバーが流れていることはなくて、振り仮名と名前だけであったということでありますから、それをもって物証と言うのか言わないのかは、ちよつと委員と私の認識の違いだと思いますけれども、記録がなかったということであります、マイナンバーの、流れたという。

○長妻委員 いや、それも事後的にSAY企画に立ち入って、初め、十月の中旬から流れていますけれども、そのときの物証はないんですよ。そのログもないんですよ。受け手の中国側には何の証拠もないんですよ。

六ページを見ていただくと、これは厚労省の審議会の部会の中につくられた検証作業班というところが作った報告書です。

六ページを見ていただくと、こういうふうに書いてありますね。中国の事業者には、氏名、振り仮名のみが開示されたとされているが、これは去年秋に作られたものですよ、去年秋ですよ、実際には、その他の情報が開示されていた可能性がある。IBMに調査を依頼した、氏名、振り仮名のみだったとするのは、機構が独自に確認したことをIBMに伝えていただけであると。こういうことを、これは私が言っているんじゃないですよ、

部会の中の検証作業班の報告書ですよ。その下には、情報漏えいの可能性についての機構の説明は不十分である、客観的証拠を示した上で、情報漏えいの可能性の有無について説明する必要があるとの意見があったと。去年の秋ですよ、これは。

これは重大なことが書いてあるのに、自民党もいいんですか、何の調査もしないで。いいの、これは。中国、国家情報法という法律を知っていますか、皆さん。LINEだって問題になったじゃないですか。今、デジタル法案を審議しているじゃないですか。今、参議院に行きましたよ。まあいいかいいんですか。証拠がないんですから、これは。

それで、内部からこういう意見が出てきて、しかも、ちよつとびっくりしたのが、先週発売ですかね、週刊現代、一ページ目につけておりますけれども、この検証作業班のメンバーなんです、この岩瀬さんというジャーナリストが。そのメンバーそのものの人が、「田村厚労大臣よ、年金機構にダメされるな」、こういう見出しで。

つまり、田村大臣は私の質問に、この検証作業班の四人の中のお一人がおっしゃっている話で、四人が合意しているわけじゃないんだ、さっきの紙はというふうにおっしゃったんですが、当のその四人のうちのメンバーの岩瀬さんが、いやいや、これは、四人の中では合意していますと。そして、昨年十月二日、これは審議会の中の部会ですね、年金事業管理部会に提出するに当たっては、増田部会長から要望のあった記述変更についても四委員の同意を得て採用していたということで、この

二枚のさっきの報告書は、四人の検証作業班の中で同意して作ったものなんですよ。

だから、田村大臣、四人の中のお一人がおっしゃっている話で四人が合意しているわけじゃないというの、何かこれは、多分、岩瀬さんを名指しで批判するのと同じことになると思うんですけども、これは謝罪、撤回していただけませんかね。

○田村国務大臣 長妻委員が勝手にお名前を出されているだけで、私が名前を出しているわけでもありませんし、実際問題、この委員会の中で……（長妻委員「勝手に、ここに書いてあるじゃないですか」と呼ぶ）ちよつと静かにしてもらえますか。（長妻委員「週刊誌ですよ。世の中に出ているんですよ」と呼ぶ）

○とかしき委員長 御静粛にお願いします。いいですか。

要は、私が申し上げたのは、この岩瀬さんという方の名前を出したわけでもありませんし、その委員会の中の議事録の中で主張されている方がおられるというだけの話で、四人おられる中で、全員がそれに賛成されて、それが報告書になる。中間報告書って、そもそも中間報告書でもないわけです、まずそこで認められないと、皆さん合意いただかないと、それは報告書になってこない。

それも含めて、私がそこにいたわけではございませんので、この作業班等々の対応をいただいているのが、一番トップが増田部会長でございますから、これは委員からおっしゃられて、増田部会

長と一回話をしるということでございましたので、私、増田部会長とお話をさせていただきました。そうしたら、増田部会長がそうやって、いや、これはまとまっていけないですと。要は、まとまっていけない作業班のものは報告書ではないので、報告書ではないものという位置づけなんですよ。というふうなお話でございました。

でありますから、それを申し上げている話でありまして、ガバナンスからいえば、やはり増田部会長の御判断というものを私はお聞きをして、これは委員から私の方にお話があったこととさせていただきますから、それをそのままここで御報告をさせていただきます。いとことであります。

○長妻委員 ちよつとこれは苦しいんじゃないですかね。おかしいですよ、今の。ちよつとずらしていますよ、論点を。

四人の作業班の話をしているんですよ、私は。大臣がおっしゃったのは、四人の作業班、四人の中のお一人がおっしゃっている話で、四人というのは、これは作業班が四人しかいませんからね。四人が合意しているわけではない、四人はあのペーパーに合意しているわけですよ、二枚のペーパーを。論点をずらさないでください。

確かにまだ、部会に提出したけれども、正式に部会の議題には上がっていないですよ、これは事実ですよ。私は厚労省が抑えていると聞いていますけれどもね。これは、だから四人の中では、四人、作業班の中ではあのペーパーに合意しているんですよ、大臣。だって、本人が言っているんですよ、メンバーの本人が。

○田村国務大臣 誤解のないように申し上げますが、どなたがそうやっておっしゃっているのか、私は言っていないから。それは、今委員がこの週刊誌のコピーをもつてして言われているので。私は一切この方の名前も出しておりませんし、この方が何かうそをついているなんとも一切申し上げておりませんから。そこはどうか御理解ください。私は一切言っていないから。

その上で、作業班の中でそういう主張をされた方がおられるけれども、作業班の中で他にそれに異論を唱える方がおられて、結果的に作業班の報告書になっていないと、これは年金事業管理部会の部会長である増田さんが、増田部会長がそうやって、これも委員が私に確認を取れとおっしゃられたから、私、増田部会長と御連絡を取らせていただいで、確認したんです。

その結果、増田部会長が、作業班の中で意見がまとまっていけないので、実際問題、これは認めていないという方がおられるというふうに確認したと増田部会長がおっしゃられて、だから、作業部会でまとまっていけないものは報告書にならないです。報告書というふうに認めていませんと言われたということでありまして、決してすり替えているわけでもなくて、私は、委員がおっしゃられるように確認をさせていただいた結果がこういうことであつたという御報告をさせていただいているんですよ。

○長妻委員 いや、今のは論点をすり替えていますね。これを見てください。五ページ、六ページのこ

の二枚の報告書がありますけれども、確かに両論併記されているんですよ、両論併記。確かにいろいろな意見があつて、一つの意見に集約はされていません。そのとおりです。増田部長の言うとおりのことです。田村大臣の言うとおりのことです。

ただし、両論併記した上で、この二枚のペーパーは四人で合意したということなんです。そういうことなんです。

大臣、これは是非きちつと、ちよつと自分で確認をして、このメンバーにもう一度確認して、両論併記で、昨年十月二日、部会に提出するに当たっては、増田部長から要望のあつた記述変更についても、四委員の同意を得て採用している二枚のペーパーなんです。

これは是非、自民党の皆さんも、まあいいかじやなくて、再調査ぐらいしていいじゃないですか。再調査、何で拒むんですか。おかしいじゃないですか。これだけ相当重要な件ですよ。自民党、何で甘いんだらう。いいの、これを中国に仮に取り替えていたとしたら。大丈夫なんですか、本当に。五百万人以上ですよ。これはいいの、自民党は。

こういうとき黙っちゃうんだよね。普通は、何か外交のこととか安全保障のところをいろいろ言うけれども、これも国家安全保障ですよ。何でこれをやらないんだらう、再調査。これだけ疑義があるのに、田村大臣、しないんですか、再調査。

余計なことを答えないで、再調査するかどうかわけちよつと、検討するでもいいですよ、再調査を検討するでも。再調査するかどうか、ちよつとお答えいただきたいんですが。

○**田村国務大臣** これは、社会保障審議会の下の年金事業管理部会というのがあるんですね。その部の部長が増田部会長なんです。その下での作業班をおつくりになられた中での出来事であります。

ですから、最終的な責任者は増田部会長であつて、増田部会長に私が確認を、長妻委員からこういう話があつたというような、これはお伝えさせていただきますけれども、やはりガバナンス上、いきなり私が出張つていつてというか、それはちやんと、社会保障審議会の中での、部会の中の作業班の話でございますから。そういうことは、再度、長妻委員の御主張はお伝えをさせていただきます。

○**長妻委員** いや、そうであれば、出張つて自分で確認できないんだつたら、四人の中の一人だけが言っている話で、四人はまとまっていけないんではないかげんなことを言わないでくださいよ、確認していいのならば。

これは是非、今、再調査するつもりが全くないですから、自民党、本当に大丈夫ですかね。再調査ぐらいいいじゃないですか。これは是非お願いします。

最後に、前回は私が質問いたしましたファイザーのワクチンの、常温、つまり冷蔵小口輸送の件でございますが、これも全国から反響がありまして、前回、私の質問で、自治体から問合せがありました。

冷蔵バッグが、保冷バッグが送られてきて、これが四万個ぐらい、七億円かけて政府は送っちゃつたんですかね。これは冷蔵ですよ、冷蔵バッグ。

冷蔵でやるうとしていたんだけれども、本当に大丈夫かということ、田村大臣の答弁は、本来は冷凍で輸送した方がいいと。前回、私の質問にも答弁、おっしゃられました。バイク便はおやめいただきたいと前回おっしゃられました。舗装している道ならば、短時間であればそれでいいとおっしゃられました。

問合せが来たんですが、じゃ、舗装していない道、これは大丈夫なですか。

○**田村国務大臣** 大きく揺れ、振動があるのならば、それはお避けをいただきたいというふうに思います。

○**長妻委員** 皆さん分かりますか。自治体は困っているんですよ。

じゃ、大きく振動というのは、例えば砂利道とか山道とか、いろいろあるじゃないですか。これを検査してくださいと言っているんですよ、政府がチェックして。

じゃ、例えば、静かに、ちゃんと丁寧に運転すれば、砂利道でも山道でもまあ大丈夫だということなんでしょうかね。

○**とかしき委員長** 田村厚生労働大臣、申合せの時間が経過しておりますので、簡潔にお願いします。

○**田村国務大臣** 大きな振動があるのならば、丁寧に運転していただいても、やめてください。

○**長妻委員** ですから、これは壊れた場合、自治体の責任になっちゃうんですよ。mRNAワクチンは壊れやすいので。

そうすると、もう一回確認しますが、砂利道、

山道でも丁寧に運転すれば大丈夫ということではないんですね。

○**とかしき委員長** 申合せの時間が経過しておりますので。

○**田村国務大臣** 今、私、申し上げましたが、丁寧に運転をしようがしまいが、大きな振動があつたら駄目でございますので、おやめをいただきたいというふうに思います。

○**長妻委員** 皆さん分かりますか、大きな振動。分かった、橋本議員は分かったということなんです。

大きな振動というのは、じゃ、山道と砂利道でも、普通の通常の運転であれば、舗装されていないところで運転する、舗装されていない、いろいろな、かなり悪い道でも大丈夫ということではないんですね。大きな振動には含まれないということではないんですね。

○**とかしき委員長** 申合せの時間が経過しておりますので、御協力をお願いいたします。

○**田村国務大臣** 舗装されていない基本的にはお避けをいただいた方がいいと思いますが、責任を持つて、自治体の責任で、振動がないというようなことであれば、それは自治体の責任においてやっていただければいいと思いますけれども、基本的に、舗装されていない道というのは振動があるということが前提だというふうに思いますので、なるべくおやめいただいた方がいいと思います。

○**長妻委員** 橋本委員、分かりましたか、今ので。これは全く分からないので、是非、明確な試験

と、ファイザーとのすり合わせをしていただきました。
ありがとうございます。